

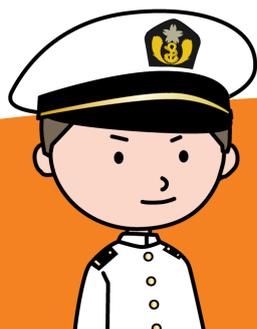
団体扱契約は
一般契約に比べて

約 **14%**
割安!!*1

防衛省職員及び退職者の皆様へ
(防衛省共済組合員)

防衛省 団体扱火災保険

保険料のお見積り・
資料のご請求はこちら
(24時間365日受付中)



火災



火災・落雷・
破裂・爆発

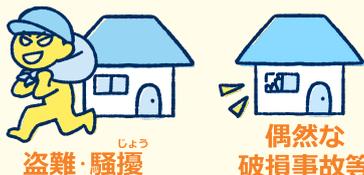
ひょう 風災、雹災、雪災



風災・雹災・
雪災*2

*2 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪
洪水または除雪作業による事故」を
除きます。

日常災害



じょう
盗難・騒擾

偶然な
破損事故等

*3 給排水設備に生じた
事故による水濡れ、
または他の戸室で生
じた事故による水濡
れをいいます。



み
水濡れ*3

水災



水災*4

*4 床上浸水、地盤面より45cmを超え
る浸水、または損害割合が30%以
上の場合をいいます。

地震



地震で家が倒壊した
津波によって家が流失した
地震による火災で家が焼けた

火災	風災・雹災・ 雪災	水災	日常災害				地震
			ぬ 水濡れ	盗難	建物外部からの 物体の衝突等	労働争議等に 伴う破壊行為等	
◎	◎	◎*		○			○

*マンションタイプは補償の有無をご選択いただけます。

◎：必ずセットされる補償です。 ○：補償の有無をご選択いただけます。

*1 保険期間が1年の場合に限り(保険の対象が建物の場合は築年数が1年以上の場合に限り)。防衛省の大口団体扱割引10%は、保険期間の始期日が2026年3月1日から2027年2月28日までの契約に適用されます。割引率は、団体の契約件数により毎年見直されます。団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。団体扱分割払は一般契約と異なり分割割増がかからないので約5%割安となります。上記割引率は、次のとおり、大口団体扱割引等を連算して算出しております。なお、大口団体扱割引および団体扱一時払の5%割引は地震保険には適用されません。
一時払の場合：1 - {(1 - 大口団体扱割引・10%) × (1 - 団体扱一時払割引分・5%)}
分割払の場合：1 - {(1 - 大口団体扱割引・10%) ÷ (1 + 一般契約分割割増分・5%)}

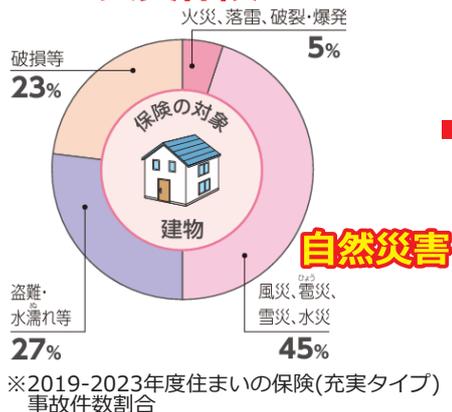
引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社
集金者：防衛省共済組合

※ご指定の口座から引き落としいたします。

持ち家にお住まいの皆様

お住まいに関する事故は、火災以外にもあることをご存知ですか？

火災保険



火災保険では、火災だけでなく自然災害(風災、雹災、雪災、水災)による損害も補償されます。

地震保険(原則自動セット)

火災保険では地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。これらの損害に備えるには地震保険のご契約が必要です。

損害程度	お支払いする保険金の額	
全損		100%【時価が限度】
大半損	地震保険	60%【時価の60%が限度】
小半損	保険金額の	30%【時価の30%が限度】
一部損		5%【時価の5%が限度】

※実際の修理費ではなく、地震保険金額の一定割合を保険金としてお支払いします。

官舎にお住まいの皆様

大切な「家財」の補償、お忘れではありませんか？

家財道具の補償も可能です。

万一、不注意で失火して、官舎を燃やしてしまったらどうされますか？

借家人賠償責任・修理費用補償特約で補償できます。

防衛省団体扱火災保険のポイント

- 地震保険で、万一の地震、噴火またはこれらによる津波の場合も補償
- 大口団体扱割引等適用により、一般契約より約14%割安
- 借家人賠償責任・修理費用補償特約で、官舎損壊の賠償への備え
- 家財道具の単独補償も可能

安心ポイント

手厚い保険金を素早くお支払い!

お客様満足度 **95.2%** *1

*1 火災保険お客様アンケート結果 2023年度累計

●修理費(③の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(①・②・④の費用)も損害保険金としてまとめてお支払いします。

台風が発生した場合の修理プロセス(例)



事故が発生すると修理費(③の費用)だけでなく、修理と密接に関わる費用(①・②・④の費用)が発生します。トータルアシスト住まいの保険では、修理費と修理と密接に関わる費用を損害保険金としてまとめてお支払いすることで、手厚い保険金のお支払いを実現します。またお支払い時の複雑な計算を不要とし、迅速なお支払いにもつなげています。

●修理費(③の費用)は「復旧に必要な修理費」をお支払いします。

損害を受けた部分を修理し、復旧するために、直接損害を受けていない部分にも費用が必要不可欠な場合があります。そのような費用も損害保険金としてお支払いします。

例 損害を受けたバスタブの交換のために、損害を受けていない配管の交換が必要不可欠であるケース

※保険期間が2年～5年の場合については、代理店までお問い合わせください。

※団体扱の対象となる方の範囲(契約者・被保険者)や団体扱特約失効時の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。

「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。このチラシはトータルアシスト住まいの保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)でご参照いただくか、代理店または東京海上日動にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

【代理店】

【保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社
公務第一部公務第二課
TEL: 0120-789-139
(受付時間: 平日9:00~17:00)